

# 許しの哲学と倫理学 文献紹介：ポール M ヒューズとブランドン・ウォームケの「許し」

著者	佐々木 拓
著者別表示	Sasaki Taku
雑誌名	哲学・人間学論叢
号	11
ページ	67-82
発行年	2020-03-31
URL	<a href="http://doi.org/10.24517/00061923">http://doi.org/10.24517/00061923</a>



# 許しの哲学と倫理学—文献紹介：ポール・M・ヒューズ とブランドン・ウォームケの「許し」

佐々木 拓

## はじめに

本研究ノート目的は、許しの哲学・倫理学における諸々の立場と論点を概観することにある。そもそも筆者が「許し forgiveness」の概念に着目したのは、非難の哲学・倫理学の観点からであった。非難の本質とは何かを問う「非難の哲学」には、非難現象の解明に際して対抗理論同士の直視の衝突を解消できないという困難が存在する。非難の諸理論はそもそも異なる直視をスタート地点としていることが多く、そのなかで「非難とは何か」という問いを考察するとしても、非難現象の範囲を限定しないままではその理論の優劣を評価することは不可能に近い。そこで考察する非難現象の限定のために、非難と強い関連性をもつ（とされる）許しに伴う非難の現象群をまずは分析対象として取り出し、許しと非難の相互性のなかから非難の理論によって説明されるべき非難現象のコアを特定しようという研究の展望を抱いた。それが本稿執筆のまづもっての動機である。

とはいえ、本稿で示されるように、「許し」という行為もまたその本性に多様性と曖昧さを抱えている。したがって、単純に「許し」の理論を確認し、その定義によって非難現象を囲い込むということは適切ではない。とはいえ、このことは許しの概念と非難概念との断絶を意味するものでは決してなく、むしろ非難と許しの理論間には相互性と整合性が求められるということを示すものとして受け止めるのが妥当であるように思われる。

そこで本研究ノートでは、この相互性解明の第一歩として、ポール・M・ヒューズとブランドン・ウォームケによる『スタンフォード哲学百科事典』の「許し」の項目(Hughes and Warmke 2007)に依拠しながら「許し」をめぐる哲学的・倫理的議論の概略を把握することを目指す。具体的には、許しと類似した行いの区別（第1節）、許しの哲学の諸理論（第2節）、許しの倫理学の抱える論点（第3節）をそれぞれ概観する。本来ならこれらの理論内容・論点を、非難の哲学・倫理学の観点から分析することが求められるのだが、許しの哲学・倫理学の内容確認だけで相当の紙面を要するために、精緻な考察は別稿を期すこととし、簡単な考察を「おわりに」に付するのみとした。

論文の紹介としては若干問題を指摘される恐れもあるが、本論の論述はヒューズとウォームケのそれとは若干順序を変えてある。もっとも大きな違いは、本来第3章で扱われて

いる「許しの目的」と第4章の「許し手の資格」を「許しの倫理学」として第9章の内容とひとまとめにして紹介する点にある。また、自分を許すこと(Ch. 6)、神の許し(Ch. 7)、政治的な許し(Ch. 8)、許しの心理学(Ch. 10)というトピックは本稿を含んだ研究展望からはやや外れるために扱わないこととした。

## 1. 許しとその近縁語

許しは、人になされた不正に対する特定の対応であるという点で非難に似ている。一般的に、加害者 *wrongdoer*<sup>2)</sup>に対して、特定の否定的な感情を捨てること、否定的な対応 *reaction* を差し控えること、関係を修復することが含まれるとされるが、不正に対する特定の対応の中には許しと似ているものの、それとは区別されるべきものがいくつかある。ここでは許しとそうでないものを区別することで、許しのもつ性質を確認していきたい。

第一に許しと区別されるのは正当化 *justification* である(Ch. 2 sec. 1)。正当化とは、その見かけに反して行為が不正ではなかったことを示す行いである。対して、許しは多くの場合道徳的な不正を要件とする。これは、不正をなしていない者に許しを与えることが侮辱的であることに端的に表れている。

第二に、許しと抗弁 *excuse* が区別されねばならない。ヒューズとウォームケはハーバー(Haber 1991: 33)やマーフィー(Murphy 2003)を参照しつつ、「不正をなした人は自らの行動について道徳的に非難に値するということが許しの必要条件だとしばしば主張される」(Ch. 2 sec. 2)と述べる。しかしながら、抗弁により自らの行為は非難に値しないことが示されれば、許しの前提が崩れてしまう。抗弁が認められた行為は、許す/許さない以前にその対象から除外されるのである。

第三に、許しと「大目に見ること *condonation*」が区別される(Ch2. sec. 3)。ヒューズとウォームケはgriswoldを参照しつつ、大目に見ることには2つの種類があると言う。すなわち、問題ある行いを否認せず不正だとしない種類と、問題ある行いを否認し不正だとするがそれを容認する種類である(Griswold 2007: 46-7)。前者は「その行為は不正である」という判断を捨てることで否定的な感情や対応を差し控えるということであり、この種類の「大目に見ること」も「不正」の要素が欠けているために許しとはみなされない。対して、後者は行為を不正と認めるが、それを見逃すというものである。これが許しと異なるのは、許しの場合、許し手はすでに非難しているもしくは非難の用意があるのに対して、見逃しには非難の用意がない点にある。

他にも、大目に見ることには許しには認められない2つの特徴があると言われる。ひとつは、われわれは他者に対する不正を大目にみることではできるが、許すことはできないという点である。もうひとつは、大目に見る対象は行為、行動であるのに対して(「遅刻を大目に見る」)、許しは行為者を対象とする点である(「遅刻したことについて行為者を許す」<sup>3)</sup>)。以上をふまえるなら、許しは、不正がなされたという判断に基づき、非難の用意のある、不正をなされた者が、不正をなした者に対してするものということになるだろう。

第四に挙げられるのは恩赦 pardon である(Ch. 2 sec. 4)。恩赦は「政治的許し」として許しの一部とみなされることがあるものの、恩赦と許しは以下の点で大きく異なっている。それは、恩赦が政治権力などの第三者によって提供されるものであり、しかも与えられる方はそれを受け入れる義務があるという点である。対して、第三者による許しは原則として不可能であり、しかも許される側が受け入れるということを許しは必要としない。ここから、許しは被害者・加害者関係の間でのみなされるものであり、(それが適切であるかどうかは別として)行いとしての許しは許し手のなかだけで完結しうるものだという特徴が浮かび上がる。

それから、第五のものとして慈悲 mercy が挙げられる(Ch. 2 sec. 4)。両者の違いはまずもって私秘性にある。すなわち、私秘的な許しが可能であるのに対して、慈悲は定義上外に向かって表明されるものだという点である。また、許しが二人称的な仕方となされるのに対して、慈悲の方法は三人称的である。加えて、慈悲にはある種の権威が伴うのに許しには不要という点でも両者は異なっている。

最後に、許しは和解と区別される(Ch. 2 sec. 5)。両者はしばしば共に生じることがあるものの、論理的には和解 reconciliation は許しにとって必要条件でも十分条件でもない。ポイントは、和解は関係の再構築という点で二者の協働であるのに対して、許しは許し手のなかで完結する点にある。許し手が和解を望まなくても許しは成立するし、許した相手との関係を築くことが偶因的に不可能になることもありうる(相手が遠方に引越すなど)。それに、関係の修復がむしろ許し手の不利益になることもある。また、加害者を許さずに関係を修復する(継続する)ということもありうるため、十分条件でもありえない。

ここまでの議論をまとめるなら、「許し」はさしあたり次のような特徴を備えている。(1)ある者が他者に不正をなし、(2)その行為が非難に値する場合に、(3)非難の用意のある(4)被害者が、そして(5)被害者だけが、(6)加害者に対して行いうるものであり、(7)それは私秘的に、(8)権威とは独立に、(9)被害者単独で完結する仕方となされる。

## 2. 許しの哲学の諸理論

許しの外在的な特徴が明らかになったところで、以下では「許しとは何をする事なのか」を説明する哲学理論を概観していきたい。許しの理解としてもっともポピュラーなのは「怒りなどの否定的な感情を克服すること」というものだろう。これを(唯一の)条件とするのが感情説だが、加害者に対する感情の変化を必要条件としない理論も存在し、ヒューズとウォームケは他にも、パトラー説、罰差し控え説、行為遂行説(言語行為説)の3つに加え、これらを複合的に組み合わせる多段階説と多元説を紹介している。以下順に理論を概観していこう。

### 2.1. 感情説 emotion accounts

感情説とは「許しは基本的には感情の変化として理解するのが最善である」という考え

であり、この見解によれば、「あなたが不正を受けた場合、あなたが加害者を許すことは、基本的には、あなたが不正をなされたが故に経験する否定的感情(怒り、嫌悪、憎しみなど)を克服する *overcoming* (弱める、消去する、もしくは自ら禁じる *forswear*) ことを要件とする」(Ch. 5 sec. 1)。感情説はそのポピュラーさゆえか、内部での論争が活発である。その主たる論点は「否定的感情」と「克服」それぞれの解釈にある。すなわち、(1) 克服する否定的感情とは何か、(2) 否定的感情をどのように扱うのか(どのように消去するのか)である。

まず論点(1)だが、許しに関わる否定的感情のなかでもっとも重視されているのは怒り *resentment* である。しかしここに2つの論点がある。ひとつは「怒り」とは何かであり、もうひとつは「怒り」の複数の理解のうちどこまでを克服することが必要かという論点である。例えば、怒りの理解としては、敵対的感情 *hostile feeling*(Garrard & McNaughton 2002)、道徳的抗議(Hieronymi 2001)、道徳的怒り *moral anger*(Hughes 1993)、恨みの感情 *vindictive passion* (Murphy 2003: 16)、侮辱の感情 *feelings of insult* (Blustein 2014: 33)といった解釈が候補とされている。ヒューズとウォームケはこれをふまえた上で、許しに際して克服が必要な感情の種類に応じて(怒りを中心とした)感情説に3つの下位区分を置く。すなわち、最少感情説 *minimal emotionalism*、中程度の感情説 *moderate emotionalism*、拡張的感情説 *expansive emotionalism* である。

最少感情説は、許すにあたって克服するのに必要なのは、加害者が自らのしたことの報いとして苦しむのを見たいという、「敵対的復讐感情」の類のみとする見解である(Garrard & McNaughton 2002: 44)。この種の感情としては悪意が挙げられる。次いで、中程度の感情説では、加害者を許すためには敵対的感情の他に、道徳的な怒りの克服が必要とされる(Hughes 1993: 331, Griswold 2007: 41)。ここで念頭に置かれているのは反応的怒り *resentment* とそれに付随する軽蔑 *contempt* やさげすみ *scorn* である。最後に拡張的感情説では、当該の不正な行いについて被害者が抱く否定的感情の全てを克服することが許しには要請される(Richards 1988, Murphy 2003)。すなわち、反応的怒りのほかに、怒り、憎しみ、嫌悪 *loathing*、軽蔑、無関心、失望、悲しみといった感情をも克服しなければ加害者を許したとは言えないということになる(Murphy 2003: 59) 4。

次いで(2)であるが、ここにはどのような感情の変化が、どのような過程を経て、将来どれだけ徹底されるべきか、という3つの論点がある。まず感情の変化については、ヒューズとウォームケは、もっともよく用いられる「克服」に加えて、「捨てる *abandon*」(Richards 1988: 134)、「差し控える *forbear or withdraw*」(Darwall 2006: 72)、「手放す *letting go*」(Griswold 2007: 40)、「消去する *eliminate*」などを挙げている(Ch. 5 sec. 1)。

これらの内実が実際にどのようなものか、その相互の関係はどのようなものかについては未だ明らかでないところが多いとしつつも、次の2点については多くの論者の合意が得られているとヒューズとウォームケは指摘する。ひとつは、否定的感情を消去する際、消

し去る理由が重視されるという点である。例えば、頭部に強いショックを受けたせいで記憶をなくすことは「許し」とはみなされない。加害者は後悔した、心を入れ替えた、十分苦しんだといった適切な理由に基づいて感情を変化させることが許しには必要なのである(Murphy 1988: 24 を参照)。もう1点は、否定的感情を消去する際には来歴が重要だということである。例えば、M・M・アダムスの主張するような「行為者の努力」のようなものが許しには必要で(Adams 1991: 284)、いくら適切な理由からであっても、記憶消去ピルのようなものを服用して否定的感情を消去することは許しとはみなされないとされる。また、許しを徳の一部と考えるなら、許すにあたって許し手がどのような経験をするかは非常に重要な要素となるだろう。

さて、許しの仕方、すなわちいかにして否定的感情を消去するかについては3つの考え方が紹介されている。ひとつは、「判断に基礎をおくアプローチ」であり、「加害者の過去の行為は現在もまだ脅威である」という判断を改定することで怒りを消去するという考えである(Hieronimi 2001)。次いで、「意志に基礎を置くアプローチ」<sup>5</sup>とも呼べるもので、判断や熟慮ではなく意志の努力によって否定的感情を消すというものである<sup>6</sup>。最後に、これらの(行為者の能動的な働きではなく)忘却が怒りの克服には必要だとする「忘却アプローチ」が存在する(Blustein 2014)。

最後の論点は、否定的感情の再発に関するものである。すなわち、許しにあたって当該感情は跡形もなく滅され、二度と生じてはならないのか、それとも将来再び生じることを許容するのか、ということが論点となる。前者に立てば、例えば怒りや敵対感情が再び生じるようでは、それは加害者を許したことにはならないということになるだろう。後者は否定的感情の再発を許容するがその感情を肯定するわけではなく、ホルムグレンが言うように、否定的感情を一度克服したという事実から、再発しても再びその感情に打ち勝てることがふまえられている(Holmgren 1993: 341-2)。

筆者の見るところでは、感情の変化をどのような仕方でも生み出すかについて理性に重きをおくか、意志に重きをおくかという論点は、感情説の理論を切り分ける重要な視点になるように思われる。すなわち、許しとどのような行いで、消去される感情の範囲はどこまでか、また将来当該感情が再発した場合にどのように向き合うかといった問いが、理性と意志という軸によってある程度まとまりをもって振り分けられる見込みがある。この点については別稿で考察したい。

## 2.2. バトラー説 Butlerian accounts

否定的感情の克服を必要条件としない許しの理論も多数存在する。そのうちのひとつがバトラー説である。18世紀のイギリス道徳哲学者であるジョセフ・バトラーは『説教集』のうち「第8説教(怒りについて)」および「第9説教(侮辱への許し)」において怒りと許しの関係を考察している。一般的にバトラーは善意<sup>7</sup>と両立しない怒りを自ら禁じる「自制

モデル Renunciation Model』を取っているとされてきた。しかし近年になってパトラーにおいては怒りと善意が両立するとする考えが提案されている (Ch. 5 sec. 2, Griswold 2007: 19-37 ほかを参照)。

そのロジックはこうである。パトラーによれば怒りは「自然で無辜」であり、それ自体退けられるべきものではない。怒りは危害を加えた者から自分を遠ざけ、将来の不正を抑止するよう動機づける点で善意にかなう。このような怒りは許しと両立する。ただし、怒りは過剰で私的になる時があり、その場合怒りは相手への復讐へとわれわれを動機づける。この場合の怒りは善意に反するため、善意の原理から差し控えられねばならない。まとめるなら、許しのはたらきは、怒りが復讐へと動機づけられるまでに強くならないよう抑制することにある。これは善意と両立する怒りを許容する。ここに、怒りを克服することや自ら禁じることを必要としない許しの余地が生じるというわけである。許しに必要なのは、(1)復讐を禁じることと(2)適切な程度に怒りを抑えることであり(Griswold 2007: 36)、パトラー説では感情の変化を要しない許しが可能である(Garcia 2011: 17)。

### 2. 3. 罰差し控え説 punishment-forbearance accounts

許しを罰の差し控えとする説もまた感情の克服を要件としない理論のひとつである。この考えの端緒のひとつはホップズが『リヴァイヤサン』で示した第6の自然法にある(Ch. 5 sec. 3)。そこで彼は恩赦について言及しており、彼に依拠する論者は罰の恩赦こそが許しの典型であると考えてるのである。

ここにあるロジックは、許しと罰との論理的な矛盾である。すなわち、誰かを許す際、過去の不正を理由に加害者を恨まないことに許し手はコミットしなければならない。しかし、もし加害者を罰するなら、それは加害者を過去の不正で恨んでいることになる。ここに許しと罰が矛盾するために、それを差し替えることが許しだということになる。

この立場は、罰の差し控えと許しの関係を必要、十分、必要十分のうちのどれととるかでさらに細分化される。また、両者の関係を規範的關係とみるかどうかでも立場がさらに分けられる。

### 2. 4. 多段階説 multiple-stage accounts

ここではジーン・ハンプトンの2段階説が紹介される(Ch. 5 sec. 4)。彼女によれば、許しには二つの段階がある。第一段階は、不道德な行為によって否定された「自分には価値がある」という自信を取り戻すことにある。これは、悪意のような感情を捨てる giving up, 拒絶する repudiating という形で克服し、また怒りを乗り越えることによって達成される(Murphy & Hampton 1988: 83)。第二の段階は、加害者を「再承認」することである。すなわち、加害者を新しい、好意的な目で見ると決意し、その人への判断を改め、またこれらにより憎しみや義憤 indignation から自身を解放することが第二段階である(Murphy & Hampton 1988: 83-5)。

ハンプトンの説では、加害者に対する感情を変化させることと、加害者の人格としての評価を意図的に変更することの両方を許しは要請する (Ch. 5 sec. 4)。この説は感情の変更を必要条件として含む点で感情説に含めることができるのかもしれないが、許しを単一の行いとみなさない点で区別される立場だと筆者には思われる。

## 2. 5. 行為遂行説 performative accounts

この立場は、言語行為論の観点から許しを理解するもので、具体的には、「許し」を J・L・オースティンの発語内行為とみなすことで許しの意味を探る試みである (Ch. 5 sec. 5)。ここでは、「あなたを許します」という発語が、オースティンが発語内の力として分類した 5 つのクラスのどれに当てはまるかで許しの意味内容が分析されている。

ひとつめは「態度表明型 behavitives」である。ここで「あなたを許します」という発言は、「発語者は聞き手について特定の態度をもっている」ということを聞き手に伝えるということを遂行している。例えば G・ペティグロブによれば、発語者は次の 3 つの事実を開示しているとされる。(1) 発語者は語りかけている相手によって不正を受けたと信じている。(2) 発語者は不正な行いに対して生じたであろう敵対的な反応的態度をもっていない。(3) 発語者は語りかけている人に対してある程度の肯定的な敬意をもっている (Pettigrove 2004: 379)。

許しの発語は「行為拘束型 Commissives」としても機能する。その場合、許しの発語は約束のように将来の行為を拘束し、「加害者に対する敵対的な反応的態度と仕返しを自ら禁じ、適切な程度の善意をもって相手を扱うこと」に発話者をコミットさせるはたらきをする (Pettigrove 2004: 385)。

さらに、ウォームケは許しの発語が「判定宣告型 declaratives<sup>8</sup>」として機能する可能性を示す (Warmke 2016a, b)。「あなたを許します」という発語は、加害者が許されたことを確定し、それによって被害者と加害者とのやりとりを支配する現行の規範を変更する (Warmke 2016a, 2016b)。このような宣言は加害者から特定の義務を免除したり、被害者に非難を続ける権利を放棄させたりするはたらきをもつ。

以上の補足として、許しにある発語内の力は 1 種類だけではない、許しの言語は常に同じ仕方でも機能する必要はない、許しの行為遂行的機能は言語行為に限定される必要はないという 3 点を挙げてヒューズとウォームケはこの節を閉じる。行為遂行説は、表明する態度、拘束する行為 (態度)、変更される規範の内容について、ここまで紹介した理論のいずれとも両立可能である。その点で、行為遂行説が「許しの哲学」における理論候補となるとすれば、それは許しの本質を心的生活の変化の側面におくか、それとも外的に遂行される行為の側面におくかという論争軸を設定しなければならないだろう。この点をふまえるなら、行為遂行説は、「許し」という現象の本性を巡る理論というよりは、外的に表明される許しがどのような性質を持ちうるかを明らかにするアプローチのひとつとみなす方が妥当ではないかと筆者は考える。



## 2. 5. 多元説 pluralist accounts

ヒューズとウォームケが最後に紹介するのは、「許し」という行いは単一の理論では捉えられないとする多元説である(Ch. 5 sec. 6)。これについては、アダムスの指摘する許しの二様相 modalities が言及されている。彼女によれば、許しには「心での許し forgiveness from the heart」と呼びうる心理的变化(被害者であれ加害者であれ、本人の立場を捨て、その結果さまざまな心的状態を変化させること)と「行為遂行的許し performative forgiveness」と呼びうる身体的变化(外的行為と関係の形式的構造の変化)とがある(Adams 1991: 294-5)。内的次元と外的次元とも呼びうる両者の関係は独立しているので、これらは個別にも同時にも行いうるのである。

以上が Hughes and Warmke 2007 における「許しの哲学(本性論)」の概略である。中心となる理論は感情説、バトラー説、罰差し控え説であり、さらにそこに、許しを単一の過程として捉えるか、複数の要素として捉えるか(多段階説, 多元説)、内的な変化に重点をおくか外的な変化に重点をおくか(それとも双方を組み合わせるか)といった論争軸が設定されていることが明らかになった。

## 3. 許しの倫理学

ある心情の変化、もしくは外的な行いが前節で述べられた理論のいずれかを満たせば、それは少なくとも「許し」であると言えるだろう。しかし、許しをめぐる議論には、許しの本性をめぐる哲学的問いとは別に、「許しはいつ適切なものになるか」という規範的な問いが存在する。例えば、ある「怒りを克服すること」が「許し」だと認められるとしても、その上で「それは不適切であった」、「それはなされるべきではなかった」、「それは非難に値する」と論じる余地が許しという行いにはある。以下では Hughes and Warmke 2007 の第9章の議論を中心に第3章、第2章の内容を合わせて、「許しの倫理学」としてその概要を述べる。

なお、以下で確認する通り、ヒューズとウォームケは「許しの倫理学」の主題を「許しはいかにして肯定的道徳的性質 positive moral status をもちうるか」としている。しかしながら、この「道徳的に優れた性質」がいかなる規範性(評価、正当化、動機づけ、行為手引き)を持ちうるかを彼らは明らかにしていない。規範性の内実は倫理学理論を評価する際に重要となるが、本稿は理論の概要を紹介することのみを目的としているため、彼らがどのような規範性を念頭においているかをひとまずは脇に置いて論点を概観することと定める。

また、ヒューズとウォームケが指摘する通り、許しの適切さを保証する要素が許しの定義を構成する場合がある。このような、道徳的適切さを定義にうちに含むものを彼らは許しの「濃い捉え方 thick conception」と呼び、それを含まない「薄い捉え方 thin conception」と区別する。この点で、許しの哲学と許しの倫理学は明確に切り離して論じられるもので

はないのだが、本稿では彼らと同様に、適切さを保証する要素にのみ着目して、許しの捉え方の濃い／薄いには特に配慮しないことにする。

### 3.1. 徳としての許し

許しを(道徳的に)善いものとみなす伝統的な立場は古代ギリシアに遡ることができる。すなわち、許しを徳として捉える見方である。この伝統では許しは有徳であり、適切な事例において許さないことは悪徳とみなされると言う(Ch. 9 sec. 1)。しかしながら、有徳さの否定が即悪徳ではないように(それは取るに足りない活動もしくは平凡な活動でありうる)、許さないことを悪徳もしくは道徳的に許容されないものとするためには、許しをある種の義務とする見方が必要である。というのは、徳の現れである許しがスーパーエロゲーション(超義務)でありうるためである。ここに許しの適切さ(と許さないことの不適切さ)について、義務に基礎をおく考えと徳に基礎をおく考えが見出される<sup>9</sup>。

許しを有徳とし、許さないことを悪徳とする考えは、まずはプラトンとアリストテレスに見出される。両者にとって、怒りを理性によって制御することは徳の現れであり、理性に統御されないままに発露される怒りは悪徳の現れである。ここではアリストテレスのロジックのみを見ておく<sup>10</sup>。

許しの問題は、アリストテレスが『ニコマコス倫理学』において怒りに関する徳について考察した箇所から読み取られる(ibid.)。すなわち、善き気質としての温厚さとは、怒りの過剰(「怒こりつぽさ」と過少の両極端の中庸であり、「温厚な人は、他人を罰するよりもむしろ、赦す傾向の人」である(1126a1, 邦訳: 177-8)。そして、適切な怒りとは、「しかるべき事柄に関して、しかるべき人々に対し、さらにまたしかるべき仕方、しかるべき時に、しかるべき時間、怒るような人は賞賛される」(1125b32, 邦訳: 117)。

アリストテレスは単に怒ることを悪徳とみなしているのではなく、怒りの過剰を悪徳とする一方で(ここにはバトラー説との親和性が伺える)、怒りの過少をも悪徳としている。しかるべき状況で怒らない人は「防衛的でもなく」、「自分が侮辱されても我慢し、家族や親しい人たちが辱められても見逃すという態度は、奴隷的なことだと考えられ」、「愚か」であるとみなされる(1165a5, 邦訳: 178)。これは安易な許しが悪徳であり、害悪につながる可能性を示唆すると共に、許しは無条件によいものとされるべきではなく、正当化が必要な行いだということをも示している。

許しには正当化だけでなく、動機づけもまた必要となる。ヒューズとウォームケはこの種の正当化に関わる議論として次の3点に言及している(Ch. 9 sec. 1)。第一に、傾向性から怒ることは自らの弱さを示すというニーチェとプルタルコスのかんがえである。怒りは力、自己の尊敬、徳の否定であり、危害に対する脆弱さの吐露であるために否定される。したがって、真に高貴で力をもつ人であるためには怒りを克服する許しが求められるというわけである。第二に、功利主義的な正当化と動機づけである。すなわち、怒りの率直な発露は本人の福利に反するため、それを抑制すべきだということである。最後に、あらゆる形

態の怒りは道徳的生と不整合だとするセネカの考えが紹介される。怒りは残虐さや復讐に通じ、これらは他者を完全な人間とはみなさないことを意味する。人が道徳的生を送ることを望む限りで、人は許しに動機づけられる。

以上の3つの議論には、怒りの克服としての許しは積極的に評価されるべきものではなく、欠点の克服にすぎないという考えが共通している。特にセネカは正義と許しとの関係をも考察し、受けるべき罰を免じることが正義にもとると指摘する。慈悲は正義と調和するが許しはそうではない。慈悲は平等性の行使であるのに、許し(恩赦)は正義の厳格さを弱める方法で行使されるためである。このような許しの評価は許しの価値についての現代的懐疑主義に通じるところがある。が、その前に許しを道徳的に善いものとみなす条件に関する論点を先に見ておこう。

### 3.2. 許しを適切にするもの：許しを支配する規範

許しは無条件によいものではなく、許しが適切であるためには一定の条件が必要となる。これは「条件主義 conditionalism」と呼ばれているが、ヒューズとウォームケは許しが「肯定的道徳的性質」(道徳的に：善い、有徳、許容可能、称賛に値する、正しい、責務である、超義務であるなど)を帯びるための条件として、「被害者依存条件 victim-dependent conditions」と「加害者依存条件 wrongdoer-dependent conditions」を考察している(Ch. 9 sec. 2)。前者として典型的なのは被害者が適切な動機(例えば自己への尊敬の回復)をもつことであり、後者の典型は加害者が後悔すること、十分に苦しむこと、謝罪によって面目を失うことなどである。両者は独立した条件だが、加害者依存条件を被害者依存条件の前提とする論者が多いようである(Harber 1991 も参照)。

具体的な見解を1つ紹介するなら、グリスウォルドは次の3点を被害者依存条件として挙げる。(1)「不正をなした人」という加害者の見方を変える、(2)自身の道徳的優位性を捨て、両者に人間性が共通することを認識する、(3)加害者に言葉をかけ、許したことを宣言する(Griswold 2007: 54-8)。また、典型的事例における加害者依存条件として次の6つを指摘する。(1)問題となっている不正に責任があることを認める。(2)行いの不正を認め、再びその不正をなすだろうという考えを否定する。(3)特定の不正を引き起こしたことを悔やみ、それを表明する。(4)言動によって自分は不正をしない人物であることにコミットする。(5)なされた被害を被害者の観点から理解していることを示す。(6)なぜその不正をしたのかを説明する物語を提出する(Griswold 2007: 47-51)。これらはいずれもわれわれの一般的な許しのイメージに沿うように感じられるだろう。

被害者依存条件は許し手が自らの行為を正当化し、動機づけるものであるために(それゆえに許しの定義の構成要素となりやすい)、その必要性は直観的に理解しやすい。しかし加害者依存条件を必要とするには議論が必要に思われる。ヒューズとウォームケは加害者依存条件が必要な理由として以下のものを挙げている。第一に、謝罪や後悔なしになされる許しは不正を真剣に考えていない。また、この条件なしでは、許しと大目に見ることと

の区別ができなくなる。第二に、謝罪や後悔なしになされる許しは自己への尊敬を欠くことを示すことになる。その他、被害者を道徳的なリスクにさらす（非難の対象となる）、悪い帰結が生じやすい、許しが恣意的になる、怒りが正当なままに放置されるなどが指摘されている。

その一方で、被害者が一定の心理的過程を経験すれば適切な許しには十分だとする説も存在する。ホルムグレンは次の6つの条件を示し、これらが満たされるなら加害者側の条件は不要だと論じる。(1) 自尊の感覚を回復する、(2) 不正な行いの本性とそれが不正な理由を理解できるようになる、(3) 不正を受けた結果生じた基礎的で正当な感情、すなわち怒りや悲しみを認める、(4) 自らの信念や感情について、加害者に対して言う必要のあること、示す必要のあることを差し控えない、(5) 加害者と自分の関係の本性を再検討する、(6) 加害者からの賠償を欲するかを決める(Holmgren1993: 343-4)。

### 3.3. 許しの道徳性についての懐疑

道徳的に適切な許しの条件が考察される一方で、許しには道具的・矯正的価値しか認めない、すなわち許しの効用はマイナスがゼロになるだけでそこに積極的な価値はないとする立場も存在する。まず、許しに際して克服すべき感情はそもそも道徳的に善いものではない。ゆえに、被害者は相手を許すことで、自らが道徳的にマイナスな状態にあることを示すことになる。許しはすでに生じた道徳的な誤りを除去するはたらきしかしない、というのが伝統的な懐疑論である。これはプラトン、アリストテレス、ストア派、エピクロス派といった完成主義の立場に見られる考えである。また、ニーチェも「完全に拒絶しなければならない道徳のシステムの一部」として許しを低く評価している(Ch.9 sec.3)。また、M・ヌスバウムはこれらの問題に加えて、許しには「上から目線 down-ranking」があることを指摘している(Nussbaum 2016)。

現代的な懐疑論としては、自由意志問題におけるハードデターミニズムの観点からのアーギュメントがある。すなわち、許すためには加害者は道徳的に有責で非難に値しなければならない。しかし、デターミニズムのために誰もが有責ではないのだから、怒りを抱くこと、非難することは道徳的な誤りである。許しはこの誤りを正すだけであるため、そこに積極的な価値はないということになる。

また、ヒューズとウォームケはJ・キーキースのアーギュメントにも触れている。彼によれば、「不正をなした者を非難することが理にかなう場合、加害者を許す理由はない。そして加害者を非難することが理にかなわない場合、許しなどありえない」(Kekes 2009: 488)。非難が理にかなっている場合、次の条件が成立している。(1)受けるに値しない、正当化されない、些細ではない危害を被ったという非難者の信念は真である、(2)そのような危害が引き起こした感情が適切である、(3)非難の動機は危害に見合っている、(4)非難がある場合、それは非難者にとって重要な信念、感情、判断、そして動機によって設定された限度に収まっている(Kekes 2009: 501)。相手を許すためにはこれらの条件のいずれかを否

定しなければならない。それゆえに許しと非難は両立せず、非難に値するという判断は許しが正当化されるとしても有効であるため、非難すべき際に相手を許すことは道徳的に肯定的な価値を持ちえないというわけである。

### 3.4. 許しの目的と許しの資格

以上の議論は許しを道徳的に適切なものにする条件のなかでも、「許し」という行いに内在するものに焦点が絞られていた。しかし、許しの倫理学においては、許しという行い自体の外部にも条件が考えられる。そのような条件の1つは許しの目的である。ヒューズとウォームケは許しの目的として次の3つを挙げる。第一に、決裂した関係の再構築もしくは再開、第二に自身に害のある感情を乗り越えること、第三に加害者から非難や罪悪感・後悔を取り除き、人生を進めさせることである(Ch. 3)。許しには過去の認識や不正の事実の意義の変容が含まれており、それを根拠として未来指向的利益が目指されるというのが許しの目的のもつ一般的な性質といえる。

ヒューズとウォームケは言及していないが、もしこのような目的が適切さの条件として設定されるなら、このような目的に資さない許しは不適切であるか、不発とみなされることになるだろう。許しが常に被害者、加害者にとって有益ではない以上、目的の観点からの正当化は許しの倫理学にとって重要であるように思われる。

また、許しには許し手としての資格が必要だという考えも一般的であり、これも許しの適切さを保証する条件である。許し手としての資格(適格 standing)は基本的には被害者のみに与えられる(Ch. 4)。本稿第1節で見たように、この条件は許しと他の行い(恩赦や慈悲)とを区別する条件にもなっている。

とはいえ、許しの理解次第では直接の被害者以外にも資格をもつ可能性が生じる。ヒューズとウォームケは直接の被害者以外で許しの資格をもつ候補として、間接的な被害者(間接適格)、被害者の代理(代理適格)、そして第三者の可能性を指摘している(第三者適格)。第三者適格を認めるかどうかは議論の多いところだが、被害者との同化、憤慨の観点から「被害者のため、不正の犠牲者たりうる他の誰かのためではなく、行為者自身の事柄として加害者を許す」限りでこの種の適格は存在するとされる(Walker 2013, Pettigrove 2009も参照)。

以上で、非常に簡略ではあるが、ヒューズとウォームケによる許しの倫理学を概略的に紹介した。許しを道徳的に評価する基準として、それが有徳か悪徳か、被害者依存条件および加害者依存条件を満たすか、許しの目的にかなっているか、許しの適格をもっているかといった論点があることが確認された。

おわりに

以上がヒューズとウォームケによるサーベイ論文のあらましである。本稿では主として対人関係に基づいた許しに焦点を当てたため、自己を許すこと、神による許し、政治的許

しといったトピックについては省略した。

本稿を締めるにあたって、本稿が展望する非難の哲学・倫理学との関連について若干の考察を加えたい。第一に、許しが基本的には被害者・加害者関係に依拠する以上、どのような形であれ、そこには非難もしくは刑罰、その他のサンクションが必要だということが挙げられる。これは非難の哲学において分析する非難現象の範囲を大幅に限定することを可能にする一方で、許しを正当化し、動機づける根拠が重要となる。許しと非難の双方の観点から重視できる価値というものがあれば、われわれが真剣に考慮すべき現象としての非難（そして許し）の現象の限定に大きく役立つかもしれない。また、このような価値の探求と導入は、反応的心情説としての非難の理論をより理解しやすくすることも期待される。さしあたり思い浮かぶのは、スキャンロンやウォレスが念頭に置くような道徳関係の価値や、アンジェラ・スミスやヒエロニーミが重視する人間の尊厳とそれへの侵害に対する抗議に関わる価値であり、これらが当面の検討対象としてふさわしいかもしれない。

第二に、関係の修復が必ずしも許しの目的とならないという点は、非難が必ずしも関係の修復を目指してなされるわけではないという点と類比的である。この論点は非難の目的と意義を考える上で非常に重要で、特にスキャンロンやスミスが採用する非難の関係性説に大きな問題を投げかけるように思われる。そこでは個人的な利益を理由とした許しが道徳的に許容可能であるかという点を合わせて考えなければならないだろう。

許しの哲学の主要な見解が否定的な感情や道徳的サンクション、刑罰を重視している点もまた非難の関係性説に対して示唆される大きな難点であろう。許しを非難にとって重要な要素と捉えるなら、許しの対象となる関係の変化として何がふさわしいかを再考することが論者には迫られる。とはいえ、関係性説の側から許しとは何かを分析するという逆照射も可能になるかと思われる。適切な関係に基づいた適切な許しについて、新たな説を提案する余地がここにはある。

許しの哲学・倫理学の複雑さを確認した上で考えるなら、一見有望に見えた許しと非難の関連づけは問題を複雑にしただけのようにも思われる。しかし、単に非難の哲学・倫理学のなかに閉じこもってばかりいても、論争は一向に進展しないだろう。当面は本稿末尾にあげた参考文献の一覧を自らの宿題として研究を進めていきたい。

(金沢大学人間社会学域人文学類准教授)

---

## 注

- 1 以下の論述はもっぱらヒューズとウォームケの論稿に依拠しており、それゆえに本論で言及される個々の論文には直接当たっていないため、参考文献表に個別の論文のすべてを挙げることを控えている。しかしながら、引用および各トピックの中核たりうる論文については、自身の今後の研究と読者

- の利便性のために、孫引きの形になるが本文で参照し、参考文献表に掲載することにする。また、Hughes and Warnke 2007 についての参照は章（および節）の番号のみを示す。例：Ch. 5 sec. 1。
- 2 “wrongdoer”は許しの対象となる、不正をなした人を指し、Hughes and Warnke 2007 において最も頻繁に用いられる語の1つである。本稿では、冗長さを避けるため、許し手である「被害者 victim」と対応させて（直訳にはやや遠いが）「加害者」の訳を当てることにする。
  - 3 この例は筆者の考案である。
  - 4 これらの3つの見解の間には、加害者に向けられた攻撃的感情のグラデーションがあると言えよう（「攻撃的感情」という用語は筆者による）。最少感情説では相手が苦しみことを望む積極的な攻撃的感情が克服されさえすれば、怒りや憎しみ、軽蔑といった攻撃性の低い感情を持ち合わせていても相手を「許した」ことになる。道徳的な怒りの感情には「適切な罰が下る」ことへの欲求はあれども (Griswold 2007: 26)、悪意にあるような、できることなら自らの手で相手を苦しめたいというような積極的な加害性は伴わない。しかし、中程度の感情説ではこのような、よりマイルドな加害感情の克服が要請される。拡大的感情説に至っては、相手に対する攻撃性がなく、被害者の内面のみで完結しようような悲しみや憎しみ、無関心といった感情まで克服しなければ、相手を「許した」とはみなされない。もちろん、克服すべき感情の範囲が大きくなるほど、相手を許すことは困難になる。しかし、このことは理論のデメリットであると一概には言えない。ヒューズとウォームケは特に言及していないが、この点は許しの目的や有徳さ、安易な許しのもつ問題点といった、許しの倫理学に関わる論点と絡めて考察されるべきであろう。
  - 5 この用語は筆者による。
  - 6 熟慮的な働きと「行為者の努力」の区別については Adams 1991 を参照。また、この行いは「自ら禁じること forswear」と克服との区別という論点にもなっており、議論は P・F・ストロウソンによる言及に遡る。Strawson 1962: 76 も参照。
  - 7 バトラーは自己愛と善意を人間本性における二大一般的原理とみなす。これらは個別の欲求を統制するとともに、衝突する際は良心によって調停されるという身分をもっている。
  - 8 オースティンの用語では Verdictives に相当すると思われる。
  - 9 とはいえ、許しを不完全義務とみなすことができるなら、許さないことを道徳的に許容可能とする考えをカント義務論のなかに認めることができる (Ch. 9 sec. 1)。
  - 10 プラトンは『国家』第4巻において、怒り anger の表明は不節制の表れであり、理性と自己制御への脅威だとしている。

#### 参考文献

- Adams, Marilyn McCord (1991), “Forgiveness: A Christian Model,” *Faith and Philosophy*, 8(3): 277-304.  
Aristotle, *Nicomachean Ethics* (邦訳：朴一功訳『ニコマコス倫理学』, 京都大学出版会, 2002年).  
Blustein, Jeffrey M. (2014), *Forgiveness and Remembrance: Remembering Wrongdoing in Personal and Public Life*, New York: Oxford University Press.

- Darwall, Stephen (2006), *The Second-Person Standpoint: Morality, Respect, and Accountability*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Garcia, Ernesto V. (2011), "Bishop Butler on Forgiveness and Resentment," *Philosophers' Imprint*, 11(10): 1-19.
- Garrard, Eve & David McNaughton (2002), "In Defence of Unconditional Forgiveness," *Proceedings of the Aristotelian Society*, 103(1): 39-60.
- Griswold, Charles L., 2007, *Forgiveness: A Philosophical Exploration*, New York: Cambridge University Press.
- Haber, Joram Graf (1991), *Forgiveness*, Lanham: Rowman and Littlefield.
- Hieronymi, Pamela (2001), "Articulating an Uncompromising Forgiveness," *Philosophy and Phenomenological Research*, 62(3): 529-555.
- Holmgren, Margaret R. (1993), "Forgiveness and the Intrinsic Value of Persons," *American Philosophical Quarterly*, 30(4): 341-352.
- Hughes, Paul M. (1993), "What is Involved in Forgiving?" *Journal of Value Inquiry*, 27(3): 331-340.
- Hughes, Paul M. and Warmke, Brandon, "Forgiveness," *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Summer 2017 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = [<https://plato.stanford.edu/archives/sum2017/entries/forgiveness/>](https://plato.stanford.edu/archives/sum2017/entries/forgiveness/).
- Kekes, John (2009), "Blame Versus Forgiveness," *The Monist*, 92(4): 488-506.
- Murphy, Jeffrie G. (2003), *Getting Even: Forgiveness and its Limits*, New York: Oxford University Press.
- Murphy, Jeffrie G. & Jean Hampton (1988), *Forgiveness and Mercy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Nussbaum, Martha (2016), *Anger and Forgiveness: Resentment, Generosity, Justice*, New York: Oxford University Press.
- Richards, Norvin (1988), "Forgiveness," *Ethics*, 99(1): 77-97.
- Pettigrove, Glen, (2004) "The Forgiveness We Speak: The Illocutionary Force of Forgiving," *The Southern Journal of Philosophy*, 42(3): 371-392.
- Strawson, P.F. (1962), "Freedom and Resentment," *Proceedings of the British Academy*, 48: 1-25 (rpr. in 2003, *Free Will* (second edition), Gary Watson (ed.), Oxford: Oxford University Press, pp. 72-93).
- Warmke, Brandon (2016a), "The Economic Model of Forgiveness," *Pacific Philosophical Quarterly*, 97(4): 570-589.
- (2016b) "The Normative Significance of Forgiveness," *Australasian Journal of Philosophy*, 94(4): 687-703.
- Walker, Margaret Urban (2013), "Third Parties and the Social Scaffolding of Forgiveness," *Journal of Religious Ethics*, 41(3): 495-512.
- 佐々木拓 (2019), 「関係に基づく非難——スキャンロンの非難の関係性理論の検討」, 『倫理学年報』第68集, 日本倫理学会: 233-247.



— (2018), 「非難の本質は何か——*Blame: Its Nature and Norms* サurvey論文 (2)」, 『哲学・人間学論叢』第9号, 金沢大学哲学・人間学研究会: 1-13.

— (2017), 「非難の倫理学は何を説明しようとしているのか——*BLAME: Its Nature and Norms* サurvey論文」, 『哲学・人間学論叢』第8号, 金沢大学哲学・人間学研究会: 1-14.

〔謝辞〕 本研究は JSPS 科研費 JP16H03343-01 (基盤研究 (B) 「日本型『ロボット共生社会の倫理』のトランスディシプリナリーな探究と国際発信」, 研究代表者: 神崎宣次) および 17K02163 (基盤研究 (C) 「依存行動に対する非難の差し控えを可能にする思考枠組みの構築」, 研究代表者: 佐々木拓) の助成を受けています。